

せきぜん便り 第198号

令和3年8月1日 発行

編集・発行

関前支所

今治市関前岡村甲732番地

TEL 0897-88-2111

FAX 0897-88-2350

乗越海岸がきれいになりました

7月14日(水)、早朝より乗越海岸の清掃が行われました。

海岸にはたくさんのごみが打ち上げられ、雑草も茂っていましたが、約50人の参加者によって見る見るうちにきれいになりました。

問合せ先 関前支所住民サービス課

☎88-2111 FAX88-2350



島内一斉清掃にご協力ください

8月11日(水)、午前7時から島内一斉清掃を行いますので、ご協力をお願いします。

問合せ先

関前支所住民サービス課

☎88-2111 FAX88-2350



健康相談にお越しください

日 時	場 所
8月4日(水) 午前10時～10時30分	小大下住民センター
5日(木) 午前10時～10時30分	大下集会所
11日(水) 午前10時～10時30分	岡村集会所

ストレッチ教室(予約が必要です)

日 時 8月25日(水) 午後2時～3時30分

場 所 関前開発総合センター

※マスク着用・水分補給のお茶を持参してください

問合せ先 関前支所住民サービス課 TEL88-2111 FAX88-2350

救急艇の要請は 119

関前地区の人の動き

(令和3年6月末現在・前月比)

地 区	男	女	計	世帯数
岡 村	124	158	282	189
小大下	10	13	23	18
大 下	24	34	58	37
合 計	158	205	363	244
前月比	増1	—	増1	増1

今治市しまなみの子どもを育む交通費支援事業 についてお知らせします。

これまでの妊婦健診・乳児健診に加え、 産婦健診・産後ケア事業・休日及び夜間のお子さまの救急受診への 交通費一部助成がはじまります。

今治市では、令和3年1月以降に妊婦・乳児健診を受診した際の交通費の一部を助成しています。

この度、制度を拡充し、令和3年7月1日以降に産婦健診・産後ケア事業・休日及び夜間のお子さまの救急受診についても助成の対象（本事業においては次の①・②の条件を満たす方）となります。

- ①島しょ部（大島・伯方・大三島・関前地域）に居住かつ住民基本台帳法に基づく住所が記載されている方
- ②交付申請日において、申請者が市税の滞納をしていないこと

妊婦・乳児健診	令和3年1月1日以降に、今治市妊婦一般健康診査又は乳児一般健康診査受診票を利用した健診のために、島しょ部から県内の委託医療機関へ通院したもの
産婦健診	令和3年7月1日以降に、産後2週間、産後1か月健診のために、島しょ部から県内の医療機関へ通院したもの
産後ケア事業	令和3年7月1日以降に、今治市産後ケア事業のために、島しょ部から市内の委託医療機関を利用したもの
小児救急医療	令和3年7月1日以降、小学生以下の児童の受診のために、休日または夜間に市内の小児科救急または救急輪番病院を受診したもの

- 申請期限 妊婦・乳児・産婦健診・産後ケア事業は、最後に健診を受けた日または事業を利用した日から1年以内に、対象となる項目をまとめて申請する。
小児救急医療は、受診した日から1年以内に対象となる利用分を申請する。

○助成額

地域	助成額/回	助成回数上限
大島	1,200円	○妊婦一般健康診査 14回
伯方	1,600円	○産婦健診 2回 (産後2週間健診、産後1か月健診を一回ずつ)
大三島	2,000円	○乳児一般健康診査 2回
関前	5,600円（旅客のみの場合1,600円）に加え	○産後ケア事業 7回
	1歳以上の児童一人あたり800円	○小児救急医療 回数上限なし ※ただし、片道のみ場合はそれぞれ半額とする

○必要書類 ①申請書 ②請求書 ③交通費に係る領収書または明細書 ④以下の当てはまる書類

- 1 妊婦健診の場合 母子健康手帳の「居住地」及び「妊娠中の経過」記載箇所の写し
- 2 産婦健診の場合 母子健康手帳の「居住地」及び「産婦健診」記載箇所の写し
- 3 乳児健診の場合 母子健康手帳の「居住地」及び「乳児健診」記載箇所の写し
- 4 産後ケア事業の場合 母子健康手帳の「居住地」記載箇所及び産後ケア事業利用承認通知書の写し
- 5 小児救急医療の場合 子ども医療費受給資格者証及び受診した日通院したことを証する書類の写し
- 6 そのほか、市長が必要と認めた書類

<申請窓口・問合せ先>

今治市役所健康推進課（今治市中央保健センター） 電話 (0898)36-1533
または各支所住民サービス課
受付時間：月曜日から金曜日の平日8時30分～17時15分